

日本教育心理学会倫理綱領

(JAEP Ethical Principles)

一般綱領

綱領1 人権および人間の尊厳に対する敬意

日本教育心理学会会員は、すべての人の基本的人権と尊厳に対して適切な敬意を払い、これを侵さず、人間の自由と幸福の追求の営みを尊重し、教育心理学における研究および実践活動、またそれらに関連する教育諸活動に携わる。そのため、研究・実践活動の協力者となる者に対して、個人のプライバシー、秘密の保持、自己決定および自律性という個人の権利を尊重し、特に子どもの健全な発達を損なわぬよう配慮する。このため学会会員は個人の権利や社会規範を侵すことのないよう努力し、個人に心理的苦痛や身体的危害を加える可能性をもつ行動に参加したり、それを認めてはならない。

綱領2 学問上および専門職上の自覚と責任

日本教育心理学会会員は、教育心理学の専門家としての自覚をもち、自らの行為に対する責任を負う義務をもつ。自らの研究・実践活動が発達や教育に対して影響のあることを自覚し、自らの活動は個人の心身の安全と健康を保証し幸福および社会への貢献をめざしたものでなければならない。自らのもつ特定の専門的能力の範囲と専門性を明確にし、その限界も認識しなければならない。そのために自分の仕事において高度の水準を維持できるよう研鑽に努め、資質と技能の向上を図らねばならない。また、会員は自分の同僚の研究者として実践者としての行動が倫理にかなったものであるか否かに関心を払い、必要とあれば、非倫理的な行動を予防し回避するよう働きかけなければならない。

上記、一般綱領の精神に基づき、以下の条項を定める。

倫理規定

1. 人権の尊重

本学会の会員は、研究・実践活動の協力者となる者に対して、常にその尊厳を尊重しなければならない。

- (1) 個人に心理的苦痛や身体的危害を加える可能性が予想される行為をしてはならない。
- (2) 個人のプライバシーや社会的規範を犯す行為をしてはならない。
- (3) 特に子どもの健全な発達を損なうことがあってはならない。

2. 研究実施のための配慮と制限

調査、実験、観察、検査、心理臨床活動、教育実践活動等を行う時、研究協力者に対し十分な説明をする義務を負う。その際、研究協力への自由をもっていることを保証し、文書または口頭で同意を得なければならない。

- (1) 研究参加への勧誘は過度のものであってはならない。
- (2) 研究協力者が、自らの意志で研究への参加を拒否、途中で中断あるいは放棄できることを事前に説明しなければならない。研究におけるこの情報は、協力者の発達水準に相応した形で伝えられる配慮をしなければならない。
- (3) 研究への同意は研究協力者本人から得ることを基本的原則とする。ただし、対象者が同意の判断ができない場合には、研究協力者を保護する立場にある者の判断と同意を得る必要がある。
- (4) 同意を得る際には研究実施に関わる情報を開示することを原則とするが、非公開や虚偽が研究にとって不可欠な際には、それが個人になんらかの負の影響を与えないことを確認した後、研究を実施し、事後にその理由を説明しなければならない。
- (5) 研究・活動の進行中に研究協力者の心身を脅かしていることに研究者が気付いた際には、研究を直ちに停止し、事態の改善を図る処理を実行しなければならない。
- (6) 動物研究に関しては、人間の共存者として動物を認識し、その福祉と保護に留意し、適切な生育環境を確保しなければならない。

3. 情報の秘密保持の厳守

研究・活動によって得られた情報については厳重に管理し、実施時に同意を得た本来の目的以外に使用してはならないし、同意を得た情報以外は利用すべきではない。

4. 公開に伴う責任

公開に際しては、研究のもたらす社会的、人道的、政治的意義に十分配慮し、専門家としての責任を自覚して行わねばならない。

- (1) 個人のプライバシーを侵害してはならない。
- (2) 研究のために用いた資料等については出典を明記する。
- (3) 共同研究においては、公表に際し共同研究者の権利と責任に配慮する。
- (4) 研究結果を社会に向けて公表する際には、教育心理学的根拠に基づき、虚偽や誇張、歪曲のないようにする。

5. 研鑽の義務

会員は本倫理規定を十分理解し、実行できるために研鑽する機会をもつようにする。

6. 倫理の遵守

会員は教育心理学の研究活動や実践活動において、本倫理規定を十分に理解し、違反することのないよう、努めなければならない。

付則 日本教育心理学会倫理綱領は2000年6月18日より施行する。